

## 小学校施設整備指針（H28.3） 新旧対照表

凡例： 下線部分 は改訂部分を示す

小学校施設整備指針(改訂前)	小学校施設整備指針(改訂後)	備 考
<p><b>はじめに</b></p> <p>「学校施設整備指針」は、学校教育を進める上で必要な施設機能を確保するために、計画及び設計における留意事項を示したものである。</p> <p><u>これまでの</u>「小学校施設整備指針」は、平成4年に策定し、その後、少子高齢社会への移行や情報通信技術による変革などの社会状況の変化や、学習指導要領の改訂による教育内容・教育方法等の変化に対応するため、平成13年3月に全面的に改正している。また、平成15年8月の改正では、学校施設の防犯対策の推進、既存学校施設の耐震化の推進、建材等から放散される化学物質による室内空気汚染の防止対策等に関連する規定を見直している。平成19年7月の改正では、特別支援教育を推進するための施設整備の基本的な考え方を示し、学校施設全体のバリアフリー化に関する記述や、児童の障害の特性に応じた具体的な計画・設計上の留意点を充実させ、平成21年3月の改正では、学校施設を巡る事故が後を絶たない状況を踏まえ、事故防止対策に関する記述を充実させている。</p> <p><u>さらに、平成22年3月の改正では、小学校学習</u></p>	<p><b>はじめに</b></p> <p>「学校施設整備指針」は、学校教育を進める上で必要な施設機能を確保するために、計画及び設計における留意事項を示したものである。</p> <p>「小学校施設整備指針」<u>については</u>、平成4年に作成し、その後、少子高齢社会への移行や情報通信技術による変革などの社会状況の変化や、学習指導要領の改訂に対応するため、平成13年3月に全面的に改訂している。</p> <p>また、平成15年8月には、学校施設の防犯対策の推進、既存学校施設の耐震化の推進、建材等から放散される化学物質による室内空気汚染の防止対策等に関連する記述を追加している。<u>さらに、平成19年7月には、特別支援教育を推進するための施設整備の基本的な考え方や、学校施設全体のバリアフリー化に関する記述などを充実しており、平成21年3月には、学校施設の事故防止対策に関する記述を充実している。</u></p> <p><u>最近では、外国語活動における多様な学習活動に対</u></p>	<p><b>【小中一貫・複合化等】</b></p> <p>今回の改訂内容に対応した内容に修正。</p>

小学校施設整備指針(改訂前)	小学校施設整備指針(改訂後)	備考
<p>指導要領の改訂や、社会状況の変化への対応を踏まえ、外国語活動が適切に実施できる空間に関する記述や、理数教育環境の充実のための記述、環境面からの持続可能性への配慮に関する記述などを充実させている。</p> <p>今般の改正では、東日本大震災において顕在化した課題や、学校施設に係る新たな課題に対応するため、「学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議」における審議を経て、学校施設の津波対策及び避難所としての防災機能の強化、学校施設の老朽化対策などに関する記述を充実させている。</p> <p>既存施設の改修を含めた学校施設の今後の整備に際し、この「小学校施設整備指針」が活用され、設置者の創意工夫の下に、児童の教育の場にふさわしい豊かな環境が全国で形成されていくことを切に願う次第である。</p> <p><b>第1章 総則</b></p> <p><b>第1節 学校施設整備の基本的方針</b></p> <p>1・2 (略)</p>	<p>応じた空間の確保や、理数教育環境の充実、環境面からの持続可能性への配慮への対応など学習指導要領の改訂や社会状況の変化を踏まえ、平成22年3月に全面的に改訂している。また、平成26年7月には、東日本大震災において顕在化した課題などに対応するため、学校施設の津波対策及び避難所としての防災機能の強化、学校施設の老朽化対策などに関する記述を充実している。</p> <p>今般の改訂(平成28年3月)では、義務教育学校の創設など学校施設を取り巻く今日的課題に対応するため、「学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議」における検討を経て、小中一貫教育に適した学校施設の計画・設計上の留意事項を追加するとともに、学校施設の複合化、長寿命化対策、木材利用に関する記述を充実している。</p> <p>既存施設の改修を含めた学校施設の今後の整備に際し、この「小学校施設整備指針」が活用され、設置者の創意工夫の下に、児童の教育の場にふさわしい豊かな環境が全国で形成されていくことを切に願う次第である。</p> <p><b>第1章 総則</b></p> <p><b>第1節 学校施設整備の基本的方針</b></p> <p>1・2 (略)</p>	

小学校施設整備指針(改訂前)	小学校施設整備指針(改訂後)	備考
<p><b>3 地域の生涯学習やまちづくりの核としての施設の整備</b>  地域住民にとって最も身近な公共施設として、まちづくりの核、生涯学習の場としての活用を一層積極的に推進するためにも、施設のバリアフリー対策を図りつつ、必要に応じ他の文教施設や<u>高齢者</u>福祉施設等との連携や地域の避難所又は緊急避難場所(以下「避難所等」という。)としての役割を果たし、また、景観や町並みの形成に貢献することのできる施設として整備することが重要である。</p> <p><b>第2節 学校施設整備の課題への対応</b>  <b>第1 <u>子ども</u>たちの主体的な活動を支援する施設整備</b>  1 (略)  2 <b>情報環境の充実</b>  (1) 児童の主体的な活動及び自らの意志で学ぶことを支え、高度情報通信ネットワーク社会において生きる力を育てる<u>学校環境づくり</u>や、校務情報化の推進に資するため、校内の情報ネットワークの整備やコンピュータ、プロジェクト等の情報機器の導入への対応について、積極的に計画することが重要である。  (2) (略)  3 <b>理科教育の充実のための施設</b>  (1) (略)  (2) (略)  (3) (略)  (4) 自然体験活動を支える空間として、動植物の飼育、栽培のための<u>施設・環境</u>を計画することが重要である。  4 (略)  5 <b>総合的な学習の推進のための施設</b>  (1) (略)  (2) 体験的な学習に対応するため、地域社会や自然環境</p>	<p><b>3 地域の生涯学習やまちづくりの核としての施設の整備</b>  地域住民にとって最も身近な公共施設として、まちづくりの核、生涯学習の場としての活用を一層積極的に推進するためにも、施設のバリアフリー対策を図りつつ、必要に応じ他の文教施設や<u>老人</u>福祉施設等との連携や地域の避難所又は緊急避難場所(以下「避難所等」という。)としての役割を果たし、また、景観や町並みの形成に貢献することのできる施設として整備することが重要である。</p> <p><b>第2節 学校施設整備の課題への対応</b>  <b>第1 <u>子供</u>たちの主体的な活動を支援する施設整備</b>  1 (略)  2 <b>情報環境の充実</b>  (1) 児童の主体的な活動及び自らの意志で学ぶことを支え、高度情報通信ネットワーク社会において生きる力を育てる<u>教育環境の整備</u>や、校務情報化の推進に資するため、校内の情報ネットワークの整備やコンピュータ、プロジェクト等の情報機器の導入への対応について、積極的に計画することが重要である。  (2) (略)  3 <b>理科教育の充実のための施設</b>  (1) (略)  (2) (略)  (3) (略)  (4) 自然体験活動を支える空間として、動植物の飼育、栽培のための<u>施設環境</u>を計画することが重要である。  4 (略)  5 <b>総合的な学習の推進のための施設</b>  (1) (略)  (2) 体験的な学習に対応するため、地域社会や自然環境</p>	<p>【複合化】  ・用語の整理</p> <p>【用語の整理】  ・「子ども」→「子供」に修正</p> <p>【用語の整理】  ・「学校環境づくり」→「教育環境の整備」に修正</p> <p>【用語の整理】  ・「施設・環境」→「施設環境」に修正</p> <p>【用語の整理】</p>



小学校施設整備指針(改訂前)	小学校施設整備指針(改訂後)	備考
<p>(新規)</p>	<p>② 学年段階の区切り※の狙いなどを十分に理解し、区切りに対応した校舎のゾーニングや教室環境の計画や、児童生徒が自らの成長を実感できる工夫を行うことも重要である。</p> <p>※学年段階の区切り:カリキュラム編成上の工夫や指導上の重点を設けるための便宜的な区切りを設定すること。</p> <p>③ 学年や学年段階の区切りを越えて年齢の異なる児童生徒が日常的に交流できる各室・空間や動線を意図的に計画することが重要である。</p> <p>④ 特別教室、屋内・屋外運動施設等については、教育上、安全上支障が生じない範囲で、教科指導の連携や異学年交流の充実等が進むよう、義務教育学校の前期・後期課程又は小・中学校段階の間で共同利用できる計画とすることが重要である。その際、授業開始時間を揃えるなどの時間割の工夫、施設の使用調整、チャイムの設定方法等の運営面と合わせて検討することが重要である。</p> <p>⑤ 義務教育学校の前期・後期課程又は小・中学校段階の教職員が連携して、教育内容の充実や学校運営の円滑化を図ることができる管理関係室を計画することが重要である。</p> <p>⑥ 児童生徒が9年間同一施設を利用するため、児童生徒の発達段階、利用内容に応じ、安全性を備えた施設環境を確保することが重要である。</p> <p>(4) 施設隣接型・分離型の義務教育学校等を計画する場合には、以下の点に留意することが重要である。</p> <p>① 教育課程や施設間の連携内容等に応じて、9年間を見通した教育活動ができる施設環境を計画することが重要</p>	<p>【小中一貫教育】</p> <p>・施設隣接型・分離型の主な留意事項について記載</p>

小学校施設整備指針(改訂前)	小学校施設整備指針(改訂後)	備考
<p>(新規)</p> <p>第2 安全でゆとりと潤いのある施設整備 1～3 (略) 4 安全・防犯への対応 (1) 児童の安全確保を図るため、学校内にあるすべての施設・設備について、児童の多様な行動に対し十分な安全性を確保し、安心感のある計画とすることが重要である。 (2)～(5) (略) (6) 学校や地域の特性に応じた防犯対策及び事故防止対策を実施し、その安全性を確保した上で、地域住民等が利用・協力しやすい学校施設づくりを推進することが重要である。 (7)・(8) (略) 5～7 (略)</p>	<p>である。</p> <p>② 施設間の教職員が連携して、教育内容の充実や学校運営の円滑化を図ることができる管理関係室を計画することが重要である。</p> <p>③ 施設間の連携内容を踏まえ、来校する児童生徒と在籍する児童生徒の発達段階、利用内容に応じ、安全性を備えた施設環境を確保することが重要である。</p> <p>(5) 既存学校施設を活用する場合においては、施設上の課題を把握し、必要に応じて安全・安心な施設環境を確保するとともに、小中一貫教育に取り組む狙いや教育課程、学校マネジメント体制等を踏まえ、施設環境の充実を図っていくことが重要である。その際、既存の小・中学校いずれを活用するかによって、プールの水深や家具の寸法の違い、児童の放課後の居場所確保など課題が異なることに留意することが重要である。</p> <p>第2 安全でゆとりと潤いのある施設整備 1～3 (略) 4 安全・防犯への対応 (1) 児童の安全確保を図るため、学校内にある全ての施設・設備について、児童の多様な行動に対し十分な安全性を確保し、安心感のある計画とすることが重要である。 (2)～(5) (略) (6) 学校や地域の特性に応じた防犯対策及び事故防止対策を実施し、その安全性を確保した上で、地域住民等が利用・協力しやすい施設づくりを推進することが重要である。 (7)・(8) (略) 5～7 (略)</p>	<p>【小中一貫教育】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存学校施設を有効活用する際の主な留意事項について記載</li> </ul> <p>【用語の整理】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「すべて」→「全て」に修正</li> </ul> <p>【用語の整理】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「学校施設づくり」→「施設づくり」に修正</li> </ul>

小学校施設整備指針(改訂前)	小学校施設整備指針(改訂後)	備考
<p><b>第3 地域と連携した施設整備</b></p> <p><b>1 学校・家庭・地域の連携協力</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>地域住民等のボランティア活動による学校の教育活動を支援する取組や保護者・地域住民等が学校運営を支援する取組など学校における活動への地域の協力を促すための諸室についても計画することが重要である。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p><b>2 学校開放のための施設・環境</b> (略)</p> <p><b>3 複合化への対応</b></p> <p>(1) 学校と地域社会との連携を深めていく上で、<u>社会教育施設や高齢者福祉施設等との複合化について計画する場合は、施設間の相互利用、共同利用等による学習・生活環境の高機能化及び多機能化に寄与すると同時に、学校施設における児童の学習と生活に支障のないよう計画することが重要である。また、地域の避難所等としての機能を計画する場合は、学校施設における児童の学習と生活に支障のないよう計画することが重要である。</u></p> <p>(2) <u>多様な利用者を考慮し、安全面やバリアフリーに配慮した計画</u>することが重要である。</p> <p>(3) (略)</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p><b>第3 地域と連携した施設整備</b></p> <p><b>1 学校・家庭・地域の連携協力</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>保護者、地域住民等が学校運営や様々な学校の教育活動を支援する取組(コミュニティ・スクールや地域学校協働本部等)など、学校と地域の連携・協働のための諸室についても計画することが重要である。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p><b>2 学校開放のための施設環境</b> (略)</p> <p><b>3 複合化への対応</b></p> <p>(1) 学校と地域社会との連携を深めていく上で、<u>公共施設等(社会教育施設、社会体育施設、児童福祉施設、老人福祉施設等)との複合化について計画する場合は、施設間の相互利用、共同利用等による学習・生活環境の高機能化及び多機能化に寄与すると同時に、学校施設における児童の学習と生活に支障のないよう計画することが重要である。また、児童と幼児や高齢者など多様な世代と交流できる場として計画することも重要である。</u></p> <p>(2) <u>地域の避難所等としての機能を計画する場合は、学校施設における児童の学習と生活に支障のないよう計画することが重要である。また、多様な利用者を考慮し、ユニバーサルデザインの採用やバリアフリー対策の実施とともに、景観や町並みにも配慮することが重要である。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>より効果的・効率的な施設整備の手法として、公民連携による整備手法等を検討することも有効である。</u></p>	<p><b>【小中一貫教育・複合化】</b></p> <p>・学校と地域の連携・協働に関する計画について記載を充実</p> <p><b>【用語の整理】</b></p> <p>・「施設・環境」→「施設環境」に修正</p> <p><b>【複合化】</b></p> <p>・用語の整理</p> <p>・児童と幼児や高齢者など多様な世代との交流について記載</p> <p>※<u>現行の文中6行目「地域の」以降は(2)において記載。</u></p> <p><b>【複合化】</b></p> <p>・学びの場を拠点とした地域コミュニティの強化に資するユニバーサルデザインの採用やバリアフリー対策について記載</p> <p><b>【複合化】</b></p> <p>・効果的・効率的な施設整備について記載</p>

小学校施設整備指針(改訂前)	小学校施設整備指針(改訂後)	備考
<p><b>第3節 学校施設整備の基本的留意事項</b></p> <p>1 総合的・長期的な<u>計画</u>の必要性</p> <p>(新規)</p> <p>(1) 当該地域における中・長期の小学校施設整備計画や他の文教施設等の整備計画との整合性を図り、多様な学習活動の実施、安全性への配慮、環境負荷の低減、地域との連携を考慮し、総合的かつ長期的な視点から学校の運営面にも十分配慮した計画を策定することが重要である。</p> <p>(2) 人口の自然増減や社会増減を検討して当該地域における児童数の将来動向を適確に推計し、学級編制の標準に関する将来の動向も考慮しつつ、計画を進めることが重要である。</p> <p>(3) 増築、改築、改修等の場合においても、学校施設整備の基本方針、新たな課題への対応を踏まえ、総合的かつ中・長期的な視点から計画し、これに基づき、計画的に実施することが重要である。</p> <p>(4) 施設部分等により予算科目、所管部課、整備時期等が異なる場合においても、相互に十分に調整し、総合的に計画することが重要である。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 計画的な整備の実施</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 完成後には施設に係る評価を定期的に行い、今後の改修・改築等の計画に生かしていくことが重要である。</p>	<p><b>第3節 学校施設整備の基本的留意事項</b></p> <p>1 総合的・長期的な<u>視点</u>の必要性</p> <p>(1) 学校施設整備の諸課題に対応するため、中・長期的に目指すべき学校施設像を示し、その上で域内の学校施設の実態を把握し、地域における学校施設の役割等も考慮した上で、中・長期的な学校施設整備方針・計画(長寿命化計画等)を策定することが重要である。</p> <p>(2) 域内の中・長期的な学校施設整備方針・計画や他の文教施設等の整備計画との整合性を図り、多様な学習活動の実施、安全性への配慮、環境負荷の低減、地域との連携を考慮し、総合的かつ長期的な視点から学校の運営面にも十分配慮した計画を策定することが重要である。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 増築、改築、改修等の場合においても、中・長期的な学校施設整備方針・計画、新たな課題への対応を踏まえ、計画的に実施することが重要である。</p> <p>(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 計画的な整備の実施</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 完成後には施設の状態、教育内容・教育方法への適応状況等に係る評価を定期的に行い、今後の改修・改築等</p>	<p>【用語の整理】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「計画」を「視点」に修正</li> </ul> <p>【複合化・長寿命化】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・域内の長寿命化計画を含む中・長期的な学校施設整備方針・計画の策定の必要性について記載</li> </ul> <p>※改訂後の(2)及び(4)については、(1)の域内の全体計画に関する記載に対して、個別計画であることを明確化するための修正。</p> <p>【小中一貫教育・長寿命化】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存学校施設の有効活用について</li> </ul>

小学校施設整備指針(改訂前)	小学校施設整備指針(改訂後)	備考
<p>(4) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 関係者の参画と理解・合意の形成</p> <p>(1) 当該地方自治体や学校において実施しようとする特色ある学習内容・学習形態等を反映したものとなるとともに、地域と連携した学校運営が行われるよう、企画の段階から学校・家庭・地域等の参画により、総合的に計画することが重要である。また、より効果的・効率的な施設運営を行うためには、施設の完成後においても継続的に施設使用者との情報交換等を行うことが重要である。このことは、設計当初の施設機能が十分に活用され、利用実態の面から安全性を確保する上でも重要である。</p> <p>(新規)</p> <p>(2) (略)</p> <p>6 地域の諸施設との有機的な連携</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 学校と地域社会との連携を深め、また地域防災力を強化する観点から、社会教育施設や高齢者福祉施設等との施設間の相互利用、共同利用等による学習環境の高機能化及び多機能化に寄与する複合化について計画することも有効である。その際には、児童の学校施設における学習と生活に支障を生ずることのないよう計画し、設計することが重要である。</p> <p>7 (略)</p>	<p>の計画に生かしていくことが重要である。</p> <p>(4) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 関係者の参画と理解・合意の形成</p> <p>(1) 当該地方自治体や学校において実施しようとする特色ある学習内容・学習形態等を反映したものとなるとともに、地域と連携した学校運営が行われるよう、企画の段階から学校・家庭・地域等の関係者の参画により、施設づくりの目標を共有し、理解と協力を得ながら総合的に計画することが重要である。その際、教育や建築等の有識者の指導助言を受けるとも有効である。</p> <p>(2) より効果的・効率的な施設運営を行うためには、企画の段階から施設の運営方法や維持管理体制について検討しておくとともに、施設の完成後においても継続的に施設使用者との情報交換等を行うことが重要である。このことは、設計当初の施設機能が十分に活用され、利用実態の面から安全性を確保する上でも重要である。</p> <p>(3) (略)</p> <p>6 地域の諸施設との有機的な連携</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 学校と地域社会との連携を深め、また地域防災力を強化する観点から、公共施設等との施設間の相互利用、共同利用等による学習環境の高機能化及び多機能化に寄与する複合化について計画することも有効である。その際には、児童の学校施設における学習と生活に支障を生ずることのないよう計画し、設計することが重要である。</p> <p>7 (略)</p>	<p>て記載を充実</p> <p>【小中一貫教育・複合化】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>関係者と合意形成を図りながら、学校施設の計画・設計の検討を進めていくことについて記載を充実</li> <li>※現行の文中5行目「また、」以降は(2)において記載。</li> </ul> <p>【小中一貫教育・複合化】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>企画の段階から、学校施設の運営方法等を検討しておくことについて記載</li> </ul> <p>【複合化】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>用語の整理</li> </ul>

小学校施設整備指針(改訂前)	小学校施設整備指針(改訂後)	備考
<p><b>第2章 施設計画</b></p> <p><b>第1節 校地計画</b> (略)</p> <p><b>第2節 配置計画</b></p> <p>第1 全体配置</p> <p>1 校地利用 (1)～(5) (略) (6) 幼稚園や中学校との併設の際には、相互の交流を考慮した計画とすることが重要である。 <u>(新規)</u></p> <p>2 配置構成 (1)～(7) (略) <u>(新規)</u></p> <p><b>第2 校舎・屋内運動施設</b></p> <p>1 建物位置 (1)～(6) (略) (7) 社会教育施設や高齢者福祉施設等との複合化について計画する場合は、地域住民との交流が円滑かつ効果</p>	<p><b>第2章 施設計画</b></p> <p><b>第1節 校地計画</b> (略)</p> <p><b>第2節 配置計画</b></p> <p>第1 全体配置</p> <p>1 校地利用 (1)～(5) (略) (6) 幼稚園との併設の際には、相互の交流を考慮した計画とすることが重要である。 <u>(7) 施設一体型の義務教育学校等においては、授業のほか、放課後などに低学年児童が安心して運動や遊びができるように、低学年児童専用の運動場や広場等を計画することが重要である。</u></p> <p>2 配置構成 (1)～(7) (略) <u>(8) 公共施設等との複合化について計画する場合には、それぞれの施設の活動が支障なく行われ、かつ、施設間での相互利用・共同利用や管理運営が円滑に行われるよう、その敷地条件、施設種類、施設規模、利用形態等に留意して各施設の専用部分及び共同利用部分の配置を計画することが重要である。</u></p> <p><b>第2 校舎・屋内運動施設</b></p> <p>1 建物位置 (1)～(6) (略) (7) <u>公共施設等との複合化について計画する場合には、地域住民との交流が円滑かつ効果的に展開できるよう地域</u></p>	<p><b>【小中一貫教育】</b> ・義務教育学校等の記載を踏まえ修正</p> <p><b>【小中一貫教育】</b> ・低学年児童専用の運動場や広場等の計画について記載</p> <p><b>【複合化】</b> ・公共施設等との複合化の配置計画について記載</p> <p><b>【複合化】</b> ・用語の整理</p>

小学校施設整備指針(改訂前)	小学校施設整備指針(改訂後)	備考
<p>的に展開できるよう地域住民等の利用の動線や、住民等との交流の場について考慮し、建物の位置を計画することが重要である。</p> <p>2 建物構成</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(2)～(4)</u> (略)</p> <p>第3 屋外運動施設 (略)</p> <p>第4 その他の施設 1～4 (略)</p> <p>5 その他 (1) (略)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(2)</u> (略)</p> <p><b>第3章 平面計画</b></p> <p>第1 基本的事項</p> <p>1 空間構成</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) <u>社会教育施設や高齢者福祉施設</u>等との複合化を計</p>	<p>住民等の利用の動線や、住民等との交流の場について考慮し、建物の位置を計画することが重要である。</p> <p>2 建物構成</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 施設一体型の義務教育学校等における校舎のゾーニングに当たっては、前期・後期課程の区分や、学年段階の区切りによる授業時間の違いにより、教育活動に支障が生じないように配慮して計画することが有効である。</u></p> <p><u>(3)～(5)</u> (略)</p> <p>第3 屋外運動施設 (略)</p> <p>第4 その他の施設 1～4 (略)</p> <p>5 その他 (1) (略)</p> <p><u>(2) 地域の状況によりスクールバスなどを利用する場合には、スクールバスなどが安全に駐停車、転回できるとともに、児童が安全に乗降できる計画とすることが望ましい。また、児童の待機場所を検討しておくことも望ましい。</u></p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><b>第3章 平面計画</b></p> <p>第1 基本的事項</p> <p>1 空間構成</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) <u>公共施設</u>等との複合化について計画する場合には、</p>	<p>備考</p> <p><b>【小中一貫教育】</b></p> <p>・学年段階の区切りの設定に関する留意事項について記載</p>   <p><b>【小中一貫教育】</b></p> <p>・地域の状況によりスクールバスなどを利用する際の計画について記載</p>   <p><b>【複合化】</b></p>

小学校施設整備指針(改訂前)	小学校施設整備指針(改訂後)	備考
<p>画する際には、地域住民等との交流を考慮して計画することが重要である。</p> <p>(11) (略)</p> <p><b>2 動線等</b></p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) <u>社会教育施設や高齢者福祉施設等との複合化</u>について計画する場合は、地域住民等の利便性と学校との交流、運営管理上の機能を考慮して計画することが重要である。</p> <p>(10) (略)</p> <p><b>第2 学習関係諸室</b></p> <p><b>1 (略)</b></p> <p><b>2 普通教室</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 同一学年の普通教室は、多目的教室の<u>位置づけ</u>に留意しつつ、同一階及び同一区画にまとめて計画することが重要である。</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>(7) 各学年の学級数が増減した場合においても学年ごとの空間的なまとまりを崩すことのないよう容易に教室等を増築し、室種類を転換することなどが可能な計画とすることが望ましい。</p> <p>(8)・(9) (略)</p> <p><b>3 (略)</b></p> <p><b>4 特別支援学級関係室</b></p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>地域住民等との交流を考慮して計画することが重要である。</p> <p>(11) (略)</p> <p><b>2 動線等</b></p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) <u>公共施設等との複合化</u>について計画する場合には、地域住民等の利便性と学校との交流、運営管理上の機能を考慮して計画することが重要である。</p> <p>(10) (略)</p> <p><b>第2 学習関係諸室</b></p> <p><b>1 (略)</b></p> <p><b>2 普通教室</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 同一学年の普通教室は、多目的教室の<u>位置付け</u>に留意しつつ、同一階及び同一区画にまとめて計画することが重要である。</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>(7) 各学年の学級数が増減した場合においても<u>学年段階の区切り</u>や学年ごとの空間的なまとまりを崩すことのないよう容易に教室等を増築し、室種類を転換することなどが可能な計画とすることが望ましい。</p> <p>(8)・(9) (略)</p> <p><b>3 (略)</b></p> <p><b>4 特別支援学級関係室</b></p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p><u>(9) 義務教育学校等においては、障害の状態及び特性、対象児童生徒数の変動に応じ、9年間の系統性・連続性のある教育活動や一貫した支援を円滑かつ効果的に行えるよ</u></p>	<p>・用語の整理</p> <p><b>【複合化】</b></p> <p>・用語の整理</p> <p><b>【用語の整理】</b></p> <p>・「位置づけ」→「位置付け」に修正</p> <p><b>【小中一貫教育】</b></p> <p>・学年段階の区切りなど空間的なまとまりに配慮した計画について記載を充実</p> <p><b>【小中一貫教育】</b></p> <p>・義務教育学校等における特別支援学級関係室に関する留意事項につ</p>

小学校施設整備指針(改訂前)	小学校施設整備指針(改訂後)	備考
<p>5～11 (略)</p> <p><b>第3 屋内運動施設</b></p> <p><b>1 共通事項</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 校舎との連絡のよい位置に計画することが重要である。</p> <p>(3) (略)</p> <p><b>2 屋内運動場</b></p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(2)～(6)</u> (略)</p> <p><b>3 (略)</b></p> <p><b>第4 生活・交流空間</b> (略)</p> <p><b>第5 共通空間</b></p> <p><b>1 昇降口</b></p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 他校から来校する児童や保護者等のための昇降口を設置する場合は、来校する児童や保護者等が立ち寄りやすい位置で、通級による指導のための学習室等の関係諸室との関連性を考慮した位置に、利用人数に応じた規模を計画することが重要である。</p> <p>2～3 (略)</p> <p><b>4 その他</b></p>	<p><u>う配置や室構成を検討することが重要である。</u></p> <p>5～11 (略)</p> <p><b>第3 屋内運動施設</b></p> <p><b>1 共通事項</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 校舎との連絡のよい位置に計画することが重要である。</p> <p>(3) (略)</p> <p><b>2 屋内運動場</b></p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 義務教育学校の前期・後期課程又は小・中学校段階の間で屋内運動場を共同利用する場合には、体力や体格の異なる児童生徒が同時に安心して利用できるように体育器具や防球ネット等を設置することが有効である。</u></p> <p><u>(3)～(7)</u> (略)</p> <p><b>3 (略)</b></p> <p><b>第4 生活・交流空間</b> (略)</p> <p><b>第5 共通空間</b></p> <p><b>1 昇降口</b></p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 他校などから来校する児童や保護者等のための昇降口を設置する場合は、来校する児童や保護者等が立ち寄りやすい位置で、<u>合同授業や合同行事</u>、通級による指導のための学習室等の関係諸室との関連性も考慮した位置に、利用人数に応じた規模を計画することが重要である。</p> <p>2～3 (略)</p> <p><b>4 その他</b></p>	<p>いて記載</p> <p><b>【用語の整理】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「でる」→「である」に修正</li> </ul> <p><b>【小中一貫教育】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋内運動場を共同利用する場合の安全配慮について記載</li> </ul> <p><b>【小中一貫教育】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設間の合同授業、合同行事等を行う際の留意事項について記載を充実</li> </ul>

小学校施設整備指針(改訂前)	小学校施設整備指針(改訂後)	備考
<p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>第6 クラブハウス(保護者や地域住民との連携協力の場) (略)</p> <p>第7 児童生徒地域交流施設 (略)</p> <p>第8 講堂 (略)</p> <p>第9 管理関係室</p> <p>1 (略)</p> <p>2 教職員諸室 (1)～(4) (略)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 倉庫, 機械室等 (1)～(3) (略)</p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><b>第4章 各室計画</b></p>	<p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 施設隣接型・分離型の義務教育学校等においては, 施設間の合同授業, 合同行事等を行うため, 来校する児童生徒や教職員が円滑に移動することができるように動線の設定や授業などの前後の待機場所についてあらかじめ検討しておくことが重要である。</u></p> <p>第6 クラブハウス(保護者や地域住民との連携協力の場) (略)</p> <p>第7 児童生徒地域交流施設 (略)</p> <p>第8 講堂 (略)</p> <p>第9 管理関係室</p> <p>1 (略)</p> <p>2 教職員諸室 (1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 施設一体型の義務教育学校等においては, 教職員が一体的に利用できる職員室を計画することが重要である。</u> <u>また, 施設隣接型・分離型の義務教育学校等においては, 施設間の教職員が合同で会議や研修等を行うための空間を計画することが重要である。</u></p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 倉庫, 機械室等 (1)～(3) (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><b>第4章 各室計画</b></p>	<p><b>【小中一貫教育】</b> ・施設間の合同授業、合同行事等を行う際の留意事項について記載</p> <p><b>【小中一貫教育】</b> ・教育内容の充実や学校運営の円滑化を図ることができる管理関係室の計画について、施設形態ごとに記載</p> <p><b>【用語の整理】</b> 「(3)」→「(4)」に修正</p>

小学校施設整備指針(改訂前)	小学校施設整備指針(改訂後)	備考
<p>第1 基本的事項 1～5 6 複合化・高層化への対応 (1) <u>社会教育施設や高齢者福祉施設</u>等との複合化について計画する場合には、施設相互の利用やそのための動線、運営管理の方法に配慮した施設計画とすることが重要である。 (2) (略) 7 (略)</p> <p>第2 学習関係諸室 1～3 (略) 4 特別支援学級関係室 (1) (略) (2) 周辺環境が学習生活面や安全面へ及ぼす影響が大きいことに留意し、特に良好な環境条件及び十分な安全性の確保に<u>特に</u>留意して計画することが重要である。 (3)～(9) (略) 5～7 (略) 8 生活科のための施設 (1) 生活科の学習における児童の活動場所は、学校の<u>すべて</u>の施設が対象となるため、学校施設全体を生活科の実施に対応する環境として計画することが重要である。 (2) (略) (3) 地域の社会環境、自然環境の実態や周辺の地域施設等との連携に配慮して<u>施設・環境</u>について計画することが重要である。 9～19 (略)</p>	<p>第1 基本的事項 1～5 6 複合化・高層化への対応 (1) <u>公共施設</u>等との複合化について計画する場合には、施設相互の利用やそのための動線、運営管理の方法に配慮した施設計画とすることが重要である。 (2) (略) 7 (略)</p> <p>第2 学習関係諸室 1～3 (略) 4 特別支援学級関係室 (1) (略) (2) 周辺環境が学習生活面や安全面へ及ぼす影響が大きいことに留意し、特に良好な環境条件及び十分な安全性の確保に留意して計画することが重要である。 (3)～(9) (略) 5～7 (略) 8 生活科のための施設 (1) 生活科の学習における児童の活動場所は、学校の<u>全て</u>の施設が対象となるため、学校施設全体を生活科の実施に対応する環境として計画することが重要である。 (2) (略) (3) 地域の社会環境、自然環境の実態や周辺の地域施設等との連携に配慮して<u>施設環境</u>について計画することが重要である。 9～19 (略)</p>	<p>【複合化】 ・用語の整理</p> <p>【用語の整理】 ・「特に」の重複を整理</p> <p>【用語の整理】 ・「すべて」→「全て」に修正</p> <p>【用語の整理】 ・「施設・環境」→「施設環境」に修正</p>

小学校施設整備指針(改訂前)	小学校施設整備指針(改訂後)	備考
<p>第3 屋内運動施設等 1・2 (略) 3 屋内プール (1)～(3) (略) <u>(新規)</u></p> <p><u>(4)～(9)</u> (略)</p> <p>第4 生活・交流空間 (略)</p> <p>第5 共通空間 1 (略) 2 便所、手洗い、流し、水飲み場等 (1)・(2) (略) <u>(新規)</u></p> <p><u>(3)～(6)</u> (略)</p> <p>3 (略) 4 廊下、階段等 (1)～(6) (略) (7) <u>エレベータ</u>を設置する際には、その円滑な利用のため、適切な面積のたまりの空間を計画することが有効である。 (8) (略)</p> <p>第6 クラブハウス(保護者や地域住民との連携協力の場) (略)</p>	<p>第3 屋内運動施設等 1・2 (略) 3 屋内プール (1)～(3) (略) <u>(4) 義務教育学校の前期・後期課程又は小・中学校段階の間でプールを共同利用する際の水深調節の計画は、低学年児童の安全性を考慮して、使用方法や監視体制等の運用面と合わせて検討することが重要である。</u> <u>(5)～(10)</u> (略)</p> <p>第4 生活・交流空間 (略)</p> <p>第5 共通空間 1 (略) 2 便所、手洗い、流し、水飲み場等 (1)・(2) (略) <u>(3) 義務教育学校等においては、共通空間における便所、手洗い、流し、水飲み場等の設備について、児童生徒の体格差に配慮して計画することが重要である。</u> <u>(4)～(7)</u> (略)</p> <p>3 (略) 4 廊下、階段等 (1)～(6) (略) (7) <u>エレベーター</u>を設置する際には、その円滑な利用のため、適切な面積のたまりの空間を計画することが有効である。 (8) (略)</p> <p>第6 クラブハウス(保護者や地域住民との連携協力の場) (略)</p>	<p><b>【小中一貫教育】</b> ・屋内プールを共同利用する場合の安全配慮について記載</p> <p><b>【小中一貫教育】</b> ・共通空間における便所、手洗い、流し等の安全配慮について記載</p> <p><b>【用語の整理】</b> ・「エレベータ」を「エレベーター」に修正</p>

小学校施設整備指針(改訂前)	小学校施設整備指針(改訂後)	備考
<p>第7 児童生徒地域交流施設 (略)</p> <p>第8 講堂 (略)</p> <p>第9 管理関係室 1・2 (略)</p> <p>3 職員室 (1)・(2) (略) (3) 必要に応じ職員室内に休憩コーナー、<u>打ち合せ</u>コーナー、湯沸し、流し等の設備を配置するコーナー等の空間を設けることも有効である。 (4)・(5) (略)</p> <p>4～8 (略)</p> <p>9 職員用更衣室及び休憩室 (1)・(2) (略) (3) 休憩室は、ソファ等の家具の導入を考慮し、ラウンジ的な空間として計画することが望ましい。</p> <p>10・11 (略)</p>	<p>第7 児童生徒地域交流施設 (略)</p> <p>第8 講堂 (略)</p> <p>第9 管理関係室 1・2 (略)</p> <p>3 職員室 (1)・(2) (略) (3) 必要に応じ職員室内に休憩コーナー、<u>打合せ</u>コーナー、湯沸し、流し等の設備を配置するコーナー等の空間を設けることも有効である。 (4)・(5) (略)</p> <p>4～8 (略)</p> <p>9 職員用更衣室及び休憩室 (1)・(2) (略) (3) 休憩室は、<u>教職員が落ち着いた雰囲気の中でコミュニケーションや休憩等を取ることができるよう</u>、ソファ等の家具の導入を考慮し、ラウンジ的な空間として計画することが望ましい。</p> <p>10・11 (略)</p>	<p>【用語の整理】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「打ち合せ」を「打合せ」に修正</li> </ul> <p>【小中一貫教育】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員用更衣室及び休憩室の記載を充実</li> </ul>
<p><b>第5章 詳細設計</b></p>	<p><b>第5章 詳細設計</b></p>	
<p>第1 基本的事項</p> <p>1 安全性</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 児童の墜落・転落、転倒、衝突、切傷、火傷、挟まれ事故防止のために、柱や壁のコーナーの面取り、手すりや扉のストッパーの設置、突起物や足掛け部分の除去等の</p>	<p>第1 基本的事項</p> <p>1 安全性</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 児童の墜落・転落、転倒、衝突、切傷、火傷、挟まれ事故防止のために、柱や壁のコーナーの面取り、手すりや扉のストッパーの設置、突起物や足掛け部分の除去等の工夫</p>	

小学校施設整備指針(改訂前)	小学校施設整備指針(改訂後)	備考
<p>工夫を行うなど、各部における細部に至るまで、児童の多様な行動に対し十分な安全性を確保した計画とすることが重要である。また、効果的な表示等により注意喚起を行うことも有効である。</p> <p>また、本来、児童が乗ることを想定していない、渡り廊下や駐輪場の屋根、天井裏等についても、安全性の確保について配慮することが重要である。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p><b>2 (略)</b></p> <p><b>3 快適性</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 柔らかかで温かみのある教育環境づくりを行うことが重要である。</p> <p><b>4 (略)</b></p> <p><b>第2 内部仕上げ</b> (略)</p> <p><b>第3 開口部</b> (略)</p> <p><b>第4 外部仕上げ</b> (略)</p> <p><b>第5 学校用家具</b> (略)</p> <p><b>第6 その他</b> (略)</p> <p><b>第6章 屋外計画</b></p>	<p>を行うなど、各部における細部に至るまで、児童の多様な行動に対し十分な安全性を確保した計画とすることが重要である。また、効果的な表示等により注意喚起を行うことも有効である。</p> <p>また、本来、児童が乗ることを想定していない、渡り廊下や駐輪場の屋根、天井裏等についても、安全性の確保について配慮することが重要である。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p><b>2 (略)</b></p> <p><b>3 快適性</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 柔らかかで温かみのある施設づくりを行うことが重要である。</p> <p><b>4 (略)</b></p> <p><b>第2 内部仕上げ</b> (略)</p> <p><b>第3 開口部</b> (略)</p> <p><b>第4 外部仕上げ</b> (略)</p> <p><b>第5 学校用家具</b> (略)</p> <p><b>第6 その他</b> (略)</p> <p><b>第6章 屋外計画</b></p>	<p><b>【技術的修正】</b></p> <p>・「また、」以上の文字位置を修正</p> <p><b>【用語の整理】</b></p> <p>・「教育環境づくり」→「施設づくり」に修正</p>

小学校施設整備指針(改訂前)	小学校施設整備指針(改訂後)	備考
<p>第1 基本的事項</p> <p>1 教育的環境の向上</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 環境を考慮した学校施設としての<u>取り組み</u>として、太陽光パネル、風力発電装置等を設置することは、環境教育における活用という観点からも望ましい。</p> <p>(8) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第2 屋外運動施設</p> <p>1 共通事項</p> <p>(1) 運動の<u>種類</u>、利用形態等に応じ、必要な機能を確保するよう計画することが重要である。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 屋外プール</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 水深については、急激な変化のない適切な深さとするとともに、見やすい位置に水深表示を設けることが重要である。また、低学年児童の利用、児童の安全性、地域住民の利用等を考慮し、水深を可変とすることも有効である。</u></p> <p><u>(3) 低学年児童が楽しく遊ぶことができるような形状等を工夫したプールを計画することも有効である。</u></p> <p>(新規)</p>	<p>第1 基本的事項</p> <p>1 教育的環境の向上</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 環境を考慮した学校施設としての<u>取組</u>として、太陽光パネル、風力発電装置等を設置することは、環境教育における活用という観点からも望ましい。</p> <p>(8) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第2 屋外運動施設</p> <p>1 共通事項</p> <p>(1) <u>教科体育、体育的行事、クラブ活動及び学校開放等における各種の運動</u>、利用形態等に応じ、必要な機能を確保するよう計画することが重要である。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 屋外プール</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 低学年児童が楽しく遊ぶことができるような形状等を工夫したプールを計画することも有効である。</u></p> <p><u>(3) 水深については、急激な変化のない適切な深さとするとともに、見やすい位置に水深表示を設けることが重要である。また、低学年児童の利用、児童の安全性、地域住民の利用等を考慮し、水深を可変とすることも有効である。</u></p> <p><u>(4) 義務教育学校の前期・後期課程又は小・中学校段階の間でプールを共同利用する際の水深調節の計画は、低学年児童の安全性を考慮して、使用方法や監視体制等の運用面と合わせて検討することが重要である。</u></p>	<p>【用語の整理】</p> <p>・「取り組み」→「取組」に修正</p> <p>【小中一貫教育】</p> <p>・9年間を見通した施設環境の計画について記載を充実</p> <p>【技術的修正】</p> <p>・「屋内プール」の記載に合わせるための修正((3)と(2)を入替え)</p> <p>【小中一貫教育】</p> <p>・屋外プールを共同利用する場合の安全配慮について記載</p>

小学校施設整備指針(改訂前)	小学校施設整備指針(改訂後)	備考
<p>(4)～(12) (略)</p> <p>第3 屋外教育環境施設 (略)</p> <p>第4 緑地 (略)</p> <p>第5 その他の屋外施設 (略)</p> <p><b>第7章 構造設計</b></p> <p>第1 基本的事項 1 安全性能 (1)～(4) (略) <u>(新規)</u></p> <p>2 (略)</p> <p>第2 上部構造 (略)</p> <p>第3 基礎 (略)</p> <p>第4 既存施設の耐震化推進 (略)</p> <p>第5 その他 (略)</p>	<p>(5)～(13) (略)</p> <p>第3 屋外教育環境施設 (略)</p> <p>第4 緑地 (略)</p> <p>第5 その他の屋外施設 (略)</p> <p><b>第7章 構造設計</b></p> <p>第1 基本的事項 1 安全性能 (1)～(4) (略) <u>(5) 木材が持つ優れた性能・効果等によって、温かみと潤いのある学習環境・生活環境等を確保するため、安全性に配慮しつつ木造を計画・設計することも有効である。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>第2 上部構造 (略)</p> <p>第3 基礎 (略)</p> <p>第4 既存施設の耐震化推進 (略)</p> <p>第5 その他 (略)</p>	<p><b>【木材利用】</b></p> <p>・JIS A 3301「木造校舎の構造設計標準」の全面改正(平成27年3月)を受け、木材の性能・効果等を踏まえ、安全性に配慮しつつ木造を計画・設計することについて記載</p>

小学校施設整備指針(改訂前)	小学校施設整備指針(改訂後)	備考
<p><b>第8章 設備設計</b></p> <p>第1 基本的事項 (略)</p> <p>第2 照明設備 (略)</p> <p>第3 電力設備 (略)</p> <p>第4 情報通信設備</p> <p>1 (略)</p> <p>2 音声系設備 (1)～(4) (略)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>3 情報系設備 (1) 校内電話, <u>インターフォン</u>, 校内LAN, テレビ会議等の設備は, 利用の目的に応じ, 必要とする回線網を適切に確保することのできるようあらかじめシステムを検討し, 導入することが重要である。 (2)～(7) (略)</p> <p>第5 給排水設備 (略)</p> <p>第6 空気調和設備 (略)</p> <p>第7 防災設備 (略)</p> <p>第8 その他の設備</p>	<p><b>第8章 設備設計</b></p> <p>第1 基本的事項 (略)</p> <p>第2 照明設備 (略)</p> <p>第3 電力設備 (略)</p> <p>第4 情報通信設備</p> <p>1 (略)</p> <p>2 音声系設備 (1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 施設一体型の義務教育学校等においては, 校内放送設備やチャイムの設定について, 学年段階の区切りの違いによる教育内容・教育方法や時間割を踏まえ計画することが重要である。</u></p> <p>3 情報系設備 (1) 校内電話, <u>インターホン</u>, 校内LAN, テレビ会議等の設備は, 利用の目的に応じ, 必要とする回線網を適切に確保することのできるようあらかじめシステムを検討し, 導入することが重要である。 (2)～(7) (略)</p> <p>第5 給排水設備 (略)</p> <p>第6 空気調和設備 (略)</p> <p>第7 防災設備 (略)</p> <p>第8 その他の設備</p>	<p><b>【小中一貫教育】</b></p> <p>・学年段階の区切りの設定等を踏まえ、校内放送設備やチャイムの設定を計画することについて記載</p> <p><b>【用語の整理】</b></p> <p>・「インターフォン」を「インターホン」に修正</p>

小学校施設整備指針(改訂前)	小学校施設整備指針(改訂後)	備考
<p>(略)</p> <p><b>第9章 防犯計画</b></p> <p>第1 基本的事項 (略)</p> <p>第2 敷地境界及び敷地内部の防犯対策 (略)</p> <p>第3 建物の防犯対策 (略)</p> <p>第4 防犯監視システムの導入 (略)</p> <p>第5 通報システムの導入</p> <p>1 (略)</p> <p>2 連絡システム</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 緊急事態発生時の学校内外の連絡, 情報管理, 報道対応等を適確に行うための対策本部を設置する場所を決め, 通信機器等の設備や<u>打ち合わせ</u>スペース等を確保しておくことも有効である。</p> <p>(4) (略)</p> <p>第6 その他 (略)</p>	<p>(略)</p> <p><b>第9章 防犯計画</b></p> <p>第1 基本的事項 (略)</p> <p>第2 敷地境界及び敷地内部の防犯対策 (略)</p> <p>第3 建物の防犯対策 (略)</p> <p>第4 防犯監視システムの導入 (略)</p> <p>第5 通報システムの導入</p> <p>1 (略)</p> <p>2 連絡システム</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 緊急事態発生時の学校内外の連絡, 情報管理, 報道対応等を適確に行うための対策本部を設置する場所を決め, 通信機器等の設備や<u>打合せ</u>スペース等を確保しておくことも有効である。</p> <p>(4) (略)</p> <p>第6 その他 (略)</p>	<p>【用語の整理】</p> <p>・「打ち合わせ」→「打合せ」に修正</p>